

リサイクルステーション

- ◇と き 11月2日(日)
午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
- ◇と ころ 市役所駐車場(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ(雑誌類とチラシは分けてお持ちください) ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは回収しません) ⑦使用済み食用油(事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台) TEL65-3211へご相談ください) ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の原料とされているため、回収するものを限らせていただきます。
- ※各自で必ず分別してきてください。
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください。

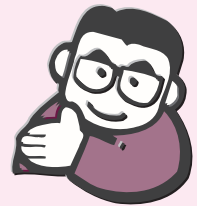
アルミ缶回収

- ◇と き 11月2日(日)
午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
- ◇と ころ 市役所本館前
- ◇買い上げ価格 1kg 50円
- ※価格は、回収時の相場により変動することがあります。
- ※アルミ缶の搬入は、必ず時間内をお願いします。
- ※時間帯によっては混雑し、お待たせすることがありますのでご理解ください。
- ※アルミ缶以外(スチール缶・鍋類・スプレー缶・アルミはくなど)は持ち込まないでください。
- ※アルミ缶は必ず水洗いして乾かし、つぶさないでお持ちください。(汚れのひどいものは、回収しません)

突然、身に覚えのない料アダルト番組の利用料金や、契約した覚えのない資格教材の解約料などを請求されるという、不当請求に関する相談が一向に減らない状況にあります。何らかの名簿を入手した業者が、債務が存在しない人に対して、手当たり次第に架空の請求を行っているものと思われる。最近では、請求書の内容がますます強引で脅迫的になってきています。

強引で脅迫的になっていきます! 一向に減らない不当請求

消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111



消費者への

アドバイス

- ・身に覚えのない不当請求で、実際自宅や職場に取り立てに来たという事例は1件も寄せられていません。もし、取り立てに来た場合には、すぐに110番通報しましょう。
 - ・身に覚えのない請求に対しては、絶対に代金を支払わないようにしましょう。身に覚えのない不当請求に対して支払う義務はありません。また、一度支払った代金を取り戻すのは非常に困難です。
 - ・さらに、事業者の中には、この支払った消費者を「請求すればすぐ支払う人」とみなし、不当請求を何度も繰り返す場合がありますので、注意しましょう。
 - ・悪質な業者に対しては、こちらから一切連絡をとらないようにしましょう。債務を確認するためや支払い意思のないことを伝えるものであっても、こちらから連絡することによって個人情報業者が知られてしまう恐れがあります。もし、業者から連絡があっても、名前、住所、電話番号、勤務先などの個人情報は絶対に教えないようにしましょう。
 - ・法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業を営むことができません。債権回収業者は法務大臣が許可した株式会社です。また、請求者の名義がたとえ株式会社となっても、連絡先が携帯電話の番号や、銀行などの口座名義人が個人名となっていることはありません。
 - ・法務大臣の許可した債権回収会社であるかどうかは、総務省のホームページで確認することができます。(http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousa19.html)
 - ・暴力団などが関与する不当要求行為に関する相談は、(財)岐阜県暴力追放推進センターに相談しましょう。
- 電話 058-277-1613 フリーダイヤル 0800-200-8930

1 代金のお支払いがない場合は:
2 回収担当者は相手が支払うならいいからと強引に覚悟を促す場合があります。

◇不当な請求書に記載されていた脅迫的な文言(抜粋)